

## 長寿（後期高齢者）医療保険に加入の皆さまへ

### 平成20年中の収入の申告をお願いします

長寿（後期高齢者）医療保険料の算定には、被保険者および被保険者の属する世帯の世帯主の所得の申告が必要です。そのため、次の条件に該当する人を除き、学生や家族の扶養に入っている人、および収入の全くない人も、収入所得の申告が毎年必要になります。

また、申告のない場合は、長寿（後期高齢者）医療保険料額が正しく算定されず、軽減措置が受けられなかったり、高額療養費などが正しく給付されない場合がありますので必ず申告をしてください。申告方法については、この広報の5ページを参照してください。

#### 申告の必要がない人

- ・ 確定申告、住民税申告をした本人
- ・ 給与以外の収入がなく、勤務先から町に報告されている人
- ・ 収入が公的年金のみの人

#### ◆保険料額の軽減措置について

一定基準以下の収入の人については、保険料の負担を減らすために保険料額の軽減措置を行っています。被保険者および世帯主の総所得金額

を算定基礎に自動判定しますので、軽減に対する申請は不要です。

#### ◆保険給付について

医療費には1か月の自己負担限度額が設けられています。限度額を超えた場合には、超えた分が高額療養費として支給されます。また、入院した際には食事代などを支払いますが、住民税非課税世帯の人は、役場高齢者支援課の窓口へ申請することにより支払額が減額になります。

#### ◆保険料の社会保険料控除について

長寿（後期高齢者）医療保険料の納付額は、所得税・住民税ともに社会保険料控除の対象になります。保険料が年金から差し引かれている場合は、差し引かれている人の控除の対象となります。

納入通知書や口座振替で納めた場合は、被保険者本人以外の人の控除の対象とすることができます。

#### ◆納付済証明書について

納付済証明書はお送りしませんので、申告の際には、お手数でもご自身で領収書の領収日と金額を確認して申告してください。

なお、納付額は、お電話でのお問合せのほか、来庁いただければ納付額確認書を発行します。

### ◆◇長寿（後期高齢者）医療制度の保険料のお支払い方法について◆◇

～平成21年4月から「年金からのお支払い」と「口座振替」の選択制となります～

長寿（後期高齢者）医療制度の保険料を現在年金からお支払いいただいている人、または平成21年4月よりお支払いいただく予定となっている人のうち、高齢者支援課の窓口へ「長寿（後期高齢者）医療保険料納付方法変更申出書」および「口座振替申込書」を提出していただくことにより、お支払い方法を口座振替へ変更することが可能になります（お支払いいただく保険料の総額は変わりません）。

※これまででは、国民健康保険税を確実に納付していた人（本人）が口座振替により納付する場合および世帯主または配偶者がいる人（年金収入が180万円未満の人、非課税年金を含む）で、その口座により納付する場合に限って口座振替とすることができましたが、このような要件はなくなりました。

平成21年1月30日までに申し出た場合 → 平成21年4月分の年金からのお支払いが中止されます

平成21年1月30日を過ぎて申し出た場合 → 平成21年6月分以降の年金からのお支払いが中止されます

※お支払い方法を口座振替に変更した後、ご希望により年金天引きに戻すこともできます。

#### ◆手続きに必要な物

長寿（後期高齢者）医療制度の被保険者証、申請者の身分証明書、振替先の預金通帳、通帳届出印（以前に口座振替の申込みの手続きを済まされている人は、長寿（後期高齢者）医療制度の被保険者証、申請者の身分証明書のみお持ちください）

#### ◆納付書で納めている人も口座振替にできます

年金が年額18万円未満の人、介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える人は、年金天引きではなく、納付書で納めていただきます。保険料の納付は、納め忘れや納める手間のかからない口座振替がおすすめです。振替先の預金通帳、通帳届出印をお持ちいただき、役場高齢者支援課または指定金融機関でお申し込みください。

問合せ 申告について／役場税務課町民税課税係 ☎内線195・196

保険料について／役場高齢者支援課保険料係 ☎内線158・159